

岩手県告示第 616 号

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 29 条第 1 項の規定により、法第 3 条第 1 項の許可を次のとおり取り消した。

平成 19 年 8 月 14 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成 19 年 7 月 11 日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 有限会社長内工業
    - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市永井 19 地割 37 番地 14
    - ウ 代表者の氏名 長内俊昭
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－15）第 2316 号
  - (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成 19 年 7 月 10 日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成 19 年 7 月 9 日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 株式会社総合設備産業
    - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市月が丘三丁目 25 番 35 号
    - ウ 代表者の氏名 大志田晃
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－18）第 4123 号
  - (3) 処分の内容 土木工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成 19 年 7 月 9 日付けで土木工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成 19 年 7 月 11 日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 有限会社林崎建設
    - イ 主たる営業所の所在地 遠野市上郷町細越第 7 地割 28 番地
    - ウ 代表者の氏名 林崎俊勝
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－17）第 4982 号
  - (3) 処分の内容 管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成 19 年 7 月 10 日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成 19 年 7 月 3 日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 誠心工業株式会社
    - イ 主たる営業所の所在地 奥州市江刺区岩谷堂字北八日市 189 番地 1
    - ウ 代表者の氏名 懸田忠夫
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－18）第 6488 号
  - (3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・プロ

ソク工事業、ほ装工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

- (4) 処分の原因となった事実 平成19年7月3日付けで土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、ほ装工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

5(1) 処分をした年月日 平成19年6月25日

(2) 処分を受けた者

- ア 商号又は名称 有限会社鈴木鉄筋工業所  
イ 主たる営業所の所在地 一関市三関字仲田109番地3  
ウ 代表者の氏名 鈴木親子  
エ 許可番号 岩手県知事許可(般-16)第6806号

(3) 処分の内容 鉄筋工事業に関する一般建設業の許可の取消し

- (4) 処分の原因となった事実 平成19年6月25日付けで鉄筋工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

6(1) 処分をした年月日 平成19年7月13日

(2) 処分を受けた者

- ア 商号又は名称 有限会社後藤建設  
イ 主たる営業所の所在地 下閉伊郡岩泉町岩泉字惣畑54番地  
ウ 代表者の氏名 後藤昭  
エ 許可番号 岩手県知事許可(般-14)第8280号

(3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業及び石工事業に関する一般建設業の許可の取消し

- (4) 処分の原因となった事実 平成19年7月12日付けで土木工事業、とび・土工工事業及び石工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

7(1) 処分をした年月日 平成19年7月20日

(2) 処分を受けた者

- ア 商号又は名称 アート工業株式会社  
イ 主たる営業所の所在地 宮古市西ヶ丘三丁目3番8号  
ウ 代表者の氏名 菊地幸得  
エ 許可番号 岩手県知事許可(般-17)第9362号

(3) 処分の内容 造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し

- (4) 処分の原因となった事実 平成19年7月19日付けで造園工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

8(1) 処分をした年月日 平成19年7月18日

(2) 処分を受けた者

- ア 商号又は名称 有限会社庭匠館  
イ 主たる営業所の所在地 紫波郡紫波町桜町字大坪35番地1  
ウ 代表者の氏名 武藤盛一  
エ 許可番号 岩手県知事許可(般-19)第20512号

(3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業及び造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し

- (4) 処分の原因となった事実 平成19年7月17日付けで土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業及び造園工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

9(1) 処分をした年月日 平成19年7月5日

(2) 処分を受けた者

- ア 商号又は名称 東北ケーエヌエヌ工事有限会社
- イ 主たる営業所の所在地 奥州市胆沢区小山字長根 21 番地 1
- ウ 代表者の氏名 中村義隆
- エ 許可番号 岩手県知事許可（般一18）第 60054 号

(3) 処分の内容 土木工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 19 年 7 月 5 日付けで土木工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

10(1) 処分をした年月日 平成 19 年 7 月 11 日

(2) 処分を受けた者

- ア 商号又は名称 有限会社富士鋳業所
- イ 主たる営業所の所在地 上閉伊郡大槌町吉里吉里第 8 地割 39 番地 1
- ウ 代表者の氏名 大山青龍
- エ 許可番号 岩手県知事許可（般一17）第 110044 号

(3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、造園工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 19 年 7 月 9 日付けで、土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、造園工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

11(1) 処分をした年月日 平成 19 年 7 月 3 日

(2) 処分を受けた者

- ア 商号又は名称 有限会社盛専組
- イ 主たる営業所の所在地 八幡平市荒屋新町 22 番地 2
- ウ 代表者の氏名 盛内恵子
- エ 許可番号 岩手県知事許可（特一15）第 1020 号

(3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 19 年 7 月 2 日付けで土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。